

山口県公害防止条例

昭和四十七年十月二十日

山口県条例第四十一号

山口県公害防止条例をここに公布する。

山口県公害防止条例

山口県公害防止条例(昭和四十三年山口県条例第二号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第七条)

第二節 公害の防止に関する施策(第八条—第十九条)

第二章 規制

第一節 指定工場及び特定施設に関する規制

第一款 規制基準(第二十条・第二十一条)

第二款 指定工場に関する規制(第二十二條—第三十四條)

第三款 特定施設に関する規制(第三十五條—第四十五條)

第四款 雑則(第四十六條—第四十八條)

第二節 特定建設作業に関する規制(第四十九條・第五十條)

第三節 地盤の沈下に関する規制(第五十一條—第五十七條)

第四節 その他の規制(第五十八條—第六十六條)

第五節 公害担当連絡者(第六十七條)

第三章 雑則(第六十八條—第七十條)

第四章 罰則(第七十一條—第七十五條)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もつて県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(平七条例三五・全改)

(定義)

第二条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)が損なわれることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境を損なうおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

4 この条例において「汚水等」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液をいう。

一 カドミウムその他の人の健康を損なうおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境を損なうおそれがある程度のものであること。

5 この条例において「排水」とは、指定工場又は汚水等に係る特定施設を設置する工場若しくは事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。

6 この条例において「地下浸透水」とは、第四項第一号に規定する物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設(特定施設を設置する工場及び事業場にあつては、特定施設に限る。)を設置する指定工場又は工場若しくは事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等を含むものをいう。

7 この条例において「悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

8 この条例において「指定工場」とは、ばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭物質(以下「ばい煙等」という。)により人の健康又は生活環境を損なうおそれがある地域で規則で定めるものにおいて、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する工場又は事業場で規則で定めるものをいう。

9 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場(指定工場を除く。)に設置される施設のうち、ばい煙

等を排出し、飛散させ、又は発生する施設で規則で定めるものをいう。

10 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で規則で定めるものをいう。

(平七条例四三・一部改正)

第三条から第七条まで 削除

(平七条例三五)

第二節 公害の防止に関する施策

(平七条例三五・旧第三節繰上)

(環境上の基準)

第八条 知事は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な環境上の基準を定めなければならない。

2 前項の環境上の基準(以下「環境上の基準」という。)については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境上の基準が確保されるように努めなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

(苦情処理体制の整備等)

第九条 知事は、公害に関する苦情の処理の体制を整備するとともに、市町その他関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(平七条例三五・全改、平一七条例五二・一部改正)

第十条から第十九条まで 削除

(平七条例三五)

第二章 規制

第一節 指定工場及び特定施設に関する規制

第一款 規制基準

(規制基準)

第二十条 指定工場に係る規制基準は、次に掲げる許容限度及び基準について規則で定める。

一 指定工場において排出し、浸透し、又は発生するばい煙の量、排水水若しくは地下浸透水の汚染状態(排水にあつては、熱によるものを含む。以下同じ。)、騒音若しくは振動の大きさ又は悪臭物質の濃度についての許容限度

二 指定工場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設についての構造並びに使用及び管理に関する基準

2 特定施設に係る規制基準は、次に掲げる許容限度及び基準について規則で定める。

一 ばい煙に係る特定施設において発生するばい煙の量についての許容限度

二 粉じんに係る特定施設についての構造並びに使用及び管理に関する基準

三 汚水等に係る特定施設を設置する工場又は事業場(以下「汚水等特定事業場」という。)において排出する排水又は浸透する地下浸透水の汚染状態についての許容限度

四 騒音、振動又は悪臭物質に係る特定施設を設置する工場又は事業場(以下「騒音等特定事業場」という。)において発生する騒音若しくは振動の大きさ又は悪臭物質の濃度についての許容限度

3 前二項の規制基準は、地域若しくは水域の特殊性又は昼間、夜間その他の時間の区分に応じて定めることができる。

(平七条例四三・一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第二十一条 指定工場又は特定施設を設置している者は、前条第一項又は第二項の規制基準を遵守しなければならない。

第二款 指定工場に関する規制

(設置の許可)

第二十二条 指定工場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 指定工場の名称及び所在地

三 業種及び主要生産品目

四 指定工場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法

五 ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、地下浸透水の浸透の方法又は騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法

六 ばい煙の量、排水の汚染状態及び量、騒音若しくは振動の大きさ又は悪臭物質の濃度

七 原材料及び燃料の種類及び使用量

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、当該指定工場に係る施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

(許可の基準等)

第二十三条 知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請の内容が第二十条第一項の規制基準(以下この款において「規制基準」という。)に適合すると認めるときは、その許可をしなければならない。

2 知事は、前条第一項の許可に、公害を防止するために必要な限度において条件を付することができる。

3 知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつたときは、当該申請を受理した日から九十日以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。

(経過措置)

第二十四条 一の工場又は事業場が指定工場となつた際現にその工場又は事業場を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下同じ。)は、当該工場又は事業場が指定工場となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第二十二條第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第一項の規定による届出をした者は、第二十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

(施設の種類の等の変更の許可)

第二十五条 第二十二條第一項の許可を受けた者(以下「指定工場設置者」という。)は、その許可に係る同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第二十二條第三項及び第二十三條の規定は、前項の許可について準用する。

(使用開始の届出)

第二十六条 指定工場設置者(第二十四條第三項の規定により第二十二條第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)又は前条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る指定工場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙の排出等の制限)

第二十七条 指定工場からばい煙又は水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、規制基準に適合しないばい煙若しくは排出水を排出し、又は地下浸透水を浸透させてはならない。

2 前項の規定は、一の工場又は事業場が指定工場となつた際現にその工場又は事業場を設置している者の当該工場又は事業場から排出され、又は浸透するばい煙又は水については、当該工場又は事業場が指定工場となつた日から一年間は、適用しない。

(平七条例四三・一部改正)

(改善命令等)

第二十八条 知事は、指定工場設置者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、施設の構造若しくは配置、使用若しくは管理の方法、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法若しくは騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善若しくは原材料の撤去を命じ、又は施設の使用、作業若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

一 規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合又は排水、地下浸透水、騒音、振動若しくは悪臭物質を排出し、浸透させ、若しくは発生させるおそれがある場合において、その排出、浸透又は発生により人の健康又は生活環境を損なうとき。

二 施設の構造並びに使用及び管理に関する規制基準に違反しているとき。

三 第二十三條第二項(第二十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反しているとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(平七条例四三・一部改正)

(改善措置等の届出)

第二十九条 前条第一項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとつたときは、その日から七日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第三十条 知事は、指定工場設置者が次の各号の一に該当すると認めるときは、第二十二條第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十二條第一項又は第二十五條第一項の許可を受けたとき。

二 第二十八條第一項の規定による一時停止の命令に従わないとき。

(氏名等の変更の届出)

第三十一条 指定工場設置者は、その許可に係る第二十二條第二項第一号から第三号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき又は第二十五條第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第三十二条 指定工場設置者は、その許可に係る指定工場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設の使用を休止し、廃止し、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第三十三条 指定工場設置者からその許可に係る指定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、その指定工場設置

者の地位を承継する。

2 指定工場設置者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定工場設置者の地位を承継する。

3 前二項の規定により指定工場設置者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第三十四条 指定工場設置者は、当該指定工場の公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、許可の年月日その他規則で定める事項を記載した標識を掲げておかななければならない。

第三款 特定施設に関する規制

(設置の届出)

第三十五条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項(騒音又は振動に係る特定施設を設置しようとする場合にあつては、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙、粉じん、汚水等又は悪臭物質に係る特定施設の種類

四 騒音又は振動に係る特定施設の種類の数

五 特定施設の構造

六 特定施設の使用の方法(粉じんに係る特定施設にあつては、その管理の方法を含む。)

七 ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、地下浸透水の浸透の方法又は騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法

八 ばい煙の量、排出水の汚染状態及び量、騒音若しくは振動の大きさ又は悪臭物質の濃度

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

(経過措置)

第三十六条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(数等の変更の届出)

第三十七条 第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告、計画変更命令等)

第三十八条 知事は、騒音、振動又は悪臭物質に係る特定施設に係る第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る騒音等特定事業場において発生する騒音、振動又は悪臭物質が第二十条第二項の規制基準(以下この款において「規制基準」という。)に適合しないことによりその騒音等特定事業場の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、ばい煙又は汚水等に係る特定施設に係る第三十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設において排出するばい煙の量又は排水若しくは地下浸透水の汚染状態が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十五条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(平七条例四三・一部改正)

(実施の制限)

第三十九条 第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定による届出(粉じん、騒音、振動又は悪臭物質に係る特定施設に係る届出を除く。次項において同じ。)をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理の方法を変更してはならない。

2 知事は、第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(ばい煙の排出等の制限)

第四十条 ばい煙に係る特定施設又は汚水等特定事業場からばい煙又は水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、そのばい煙の量若しくは排水の汚染状態が、ばい煙にあつては当該特定施設の排出口若しくは当該特定施設を設置する工場若しくは事業場の敷地の境界線の地表、汚水等にあつては当該汚水等特定事業場の排水口において規制基準に適合しないばい煙若しくは排水を排出し、又はその地下浸透水の汚染状態が規制基準に適合しない地下浸透水を浸透させてはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙又は汚水等に係る特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設から排出されるばい煙又はその者の当該施設を設置する工場若しくは事業場から排出され、若しくは浸透する水については、当該施設がばい煙又は汚水等に係る特定施設となつた日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合に於ては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等に係る特定施設となつた際既に当該施設を設置している工場又は事業場に汚水等に係る特定施設が設置されているときは、この限りでない。

(平七条例四三・一部改正)

(改善勧告、改善命令等)

第四十一条 知事は、騒音等特定事業場において発生する騒音、振動又は悪臭物質が規制基準に適合しないことによりその騒音等特定事業場の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該騒音等特定事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又は騒音、振動若しくは悪臭物質に係る特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第三十八条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音、振動若しくは悪臭物質に係る特定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告を受けた者に対し、期限を定めて、第三十八条第一項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、騒音、振動又は悪臭物質に係る特定施設に係る第三十六条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音等特定事業場については、同項に規定する特定施設となつた日から三年間(悪臭物質に係る特定施設にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、その者が第三十七条第一項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(平七条例四三・一部改正)

第四十二条 知事は、ばい煙に係る特定施設からばい煙を排出する者が、そのばい煙の量が当該特定施設の排出口又は当該特定施設を設置する工場若しくは事業場の敷地の境界線の地表において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、粉じんに係る特定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、汚水等特定事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)が、その汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排水を排出し、又は規制基準に適合しない地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該汚水等に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用、排水の排出若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

4 第四十条第二項の規定は、前三項の規定による命令について準用する。ただし、第一項又は第二項の規定による命令については、第四十条第二項ただし書の規定は、準用しない。

(平七条例四三・一部改正)

(改善措置等の届出)

第四十三条 第四十一条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは前条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置をとつたときは、その日から七日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用廃止の届出)

第四十四条 第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(準用)

第四十五条 第三十一条及び第三十三条の規定は、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をした者について準用する。

第四款 雑則

(ばい煙の量等の測定等)

第四十六条 指定工場設置者又はばい煙若しくは汚水等に係る特定施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該指定工場又は当該特定施設に係るばい煙の量又は排水若しくは地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による測定は、指定工場設置者で規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、測定器を設置してしなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

(事故時の措置)

第四十七条 指定工場設置者又は特定施設(ばい煙、汚水等又は悪臭物質に係るものに限る。)を設置している者(以下「指定工場等設置者」という。)は、当該指定工場に係る施設、特定施設又はばい煙若しくは汚水等を処理する施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙その他規則で定める物質、排水、地下浸透水又は

悪臭物質を排出し、又は浸透させたことにより人の健康又は生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 指定工場等設置者は、前項の事故が発生したときは、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

3 知事は、指定工場等設置者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平七条例四三・一部改正)

(緊急時の措置)

第四十八条 知事は、異常な気象条件その他特別の事由により、ばい煙又は排出水の排出が人の健康又は生活環境を著しく損なうおそれがある事態が発生すると認めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙又は排出水を排出する者に対し、ばい煙の排出量又は排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことについて協力を求め、又は技術的な指導を行わなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

第二節 特定建設作業に関する規制

(実施の届出)

第四十九条 住居が集合している地域、学校、図書館、児童福祉施設、病院その他これらに類する施設の周辺の地域その他の騒音又は振動を防止することにより生活環境を保全する必要がある地域で規則で定めるもの(以下この節において「指定地域」という。)において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の場所及び実施の期間

四 騒音又は振動の防止の方法

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

(改善勧告、改善命令等)

第五十条 知事は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(平七条例四三・一部改正)

第三節 地盤の沈下に関する規制

(地下水の採取の届出)

第五十一条 地下水の採取により地盤が沈下し、又は沈下するおそれがある地域で規則で定めるもの(以下この節において「指定地域」という。)において規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 揚水設備の設置場所及び構造

三 地下水の採取の量

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第五十二条 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において前条に規定する規則で定める量以上の地下水を採取している者は、当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、同条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第五十三条 第五十一条又は前条の規定による届出をした者(以下「地下水採取者」という。)は、その届出に係る第五十一条各号に掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(減少勧告及び減少命令)

第五十四条 知事は、地下水の採取により地盤が沈下し、又は沈下するおそれがあると認めるときは、地下水採取者に対し、期限を定めて、当該地盤の沈下を防止するために必要な限度において、地下水の採取の量を減少すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該地盤の沈下を防止するために必要な限度において、地下水の採取の量の減少を命ずることができる。

(減少措置の届出)

第五十五条 前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づき措置をとつたときは、その日から七日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地下水の採取量の測定等)

第五十六条 地下水採取者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、測定器を設置して地下水の採取の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(準用)

第五十七条 第三十三条及び第四十四条の規定は、第五十一条又は第五十二条の規定による届出をした者について準用する。

第四節 その他の規制

(生コンクリート製造工場等の位置の制限)

第五十八条 生コンクリート若しくはアスファルトの製造又は木材の加工(原動機の定格出力が十五キロワット以上の帯のこ盤又は丸のこ盤を使用するものに限る。)を行なう工場又は事業場を設置しようとする者は、当該工場又は事業場を設置するにあつては、当該工場又は事業場から排出し、飛散させ、又は発生させるばい煙等により、学校、図書館、児童福祉施設、病院その他これらに類する施設の正常な業務の遂行に支障を及ぼさないように当該施設からおおむね百メートルの距離を確保しなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる工業地域又は工業専用地域内において当該工場又は事業場を設置する場合は、この限りでない。

(屋外燃焼行為の制限)

第五十九条 何人も、みだりに、ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼に伴つて著しくばい煙又は悪臭が生ずる物で規則で定めるものを屋外で多量に焼却してはならない。ただし、焼却炉の使用その他適切な方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

(平七条例四三・一部改正)

(自動車排出ガス等の防止)

第六十条 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)の使用者又は運転者は、常に自動車の整備及び適正な運転を行い、当該自動車からみだりに排出ガス又は騒音を排出し、又は発生させてはならない。

(静穏の保持)

第六十一条 何人も、学校、図書館、児童福祉施設、病院その他これらに類する施設の周辺において、みだりに静穏を害する行為をしてはならない。

2 何人も、夜間においては、住居が集合している地域及びその周辺において、みだりに静穏を害する行為をしてはならない。

(作業の制限)

第六十二条 板金作業、製かん作業その他の著しく騒音又は振動を発生する作業(指定工場又は騒音若しくは振動に係る特定施設を設置する工場若しくは事業場において騒音又は振動を発生する作業及び特定建設作業を除く。)で規則で定めるものを行なう者は、騒音又は振動の大きさその他の規則で定める基準に適合しない騒音又は振動を発生させてはならない。

(深夜騒音の制限)

第六十三条 深夜(午後十一時から翌日の午前六時までの時間をいう。以下同じ。)における騒音の防止を図る必要がある地域で規則で定めるものにおいて、設備を設けて客に飲食させる営業その他規則で定める営業を営む者は、深夜において、騒音の大きさその他の規則で定める基準に適合しない騒音を発生させてはならない。

(拡声機の使用の制限)

第六十四条 何人も、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間及び音量その他の規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

第六十五条 削除

(平七条例四三)

(停止等の勧告及び命令)

第六十六条 知事は、第五十九条の規定に違反して同条に規定する物を屋外で焼却し、第六十二条若しくは第六十三条の規定に違反して騒音若しくは振動を発生させ、又は第六十四条の規定に違反して拡声機が使用されることにより、その周辺の人々の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告を受けた者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平七条例四三・一部改正)

第五節 公害担当連絡者

第六十七条 ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する工場又は事業場で規則で定めるものを設置し、又は設置しようとする者(以下「工場等設置者」という。)は、一の工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより公害担当連絡者を専任し、当該工場又は事業場に係る事業活動による公害を防止するため、ばい煙等の処理の方法等について県との連絡その他必要な業務を行なわせなければならない。

2 工場等設置者は、前項の規定により公害担当連絡者を選任したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第三章 雑則

(報告及び検査)

第六十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定工場設置者、特定施設を設置している者等に対し、ばい煙等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の工場若しくは事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(諮問等)

第六十九条 知事は、次に掲げる場合においては、山口県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一 第二条第八項、第四十九条第一項、第五十一条又は第六十三条の地域を定めようとするとき。

二 環境上の基準を定めようとするとき。

三 第二十条第一項又は第二項の規制基準を定めようとするとき。

2 知事は、前項第一号に掲げる場合においては、関係市町の長の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(昭六〇条例三一・平六条例二五・平七条例三五・平七条例四三・平一七条例五二・一部改正)

(規則への委任)

第七十条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の許可を受けないで指定工場を設置した者

二 第二十八條第一項、第三十八條第二項、第四十一條第二項又は第四十二條第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第一項の許可を受けないで第二十二條第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をした者

二 第二十七條第一項又は第四十條第一項の規定に違反して、ばい煙又は排出水を排出した者

三 第四十二條第二項、第四十七條第三項又は第五十四條第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第二号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

(平七条例四三・一部改正)

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第一項、第三十五條第一項又は第五十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十條第二項又は第六十六條第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條第一項、第三十七條第一項、第四十九條第一項又は第五十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十九條第一項の規定に違反した者

三 第六十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和四八年規則第四五号で昭和四八年七月一九日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の山口県公害防止条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の山口県公害防止条例中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同条例の規定によつてしたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六〇年条例第三一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附則(平成六年条例第二五号)

この条例は、平成六年八月一日から施行する。

附則(平成七年条例第三五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成七年条例第四三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県公害防止条例第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、この条例の施行の際現に改正前の山口県公害防止条例第二条第七項に規定する指定工場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該指定工場から浸透する地下浸透水については、この条例の施行の日から六月間は、適用しない。

附則(平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。